

令和3年度定期監査結果報告書の公表

令和3年度定期監査の結果に関する報告を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、次のとおり公表いたします。

令和4年3月9日

石垣市監査委員 大濱博文

石垣市監査委員 長山家康

令和3年度 定期監査報告書

- 第1 監査の種類** 地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく監査
- 第2 監査の基準** 石垣市監査基準（令和2年監査委員告示第3号）に準拠している。
- 第3 監査の方法** 令和3年度（令和3年9月30日現在）における予算の執行状況及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等について、監査資料の提供を求め、関係各課から説明を聴取し、これらの財務に関する事務が、条例や関係法規に基づき適正かつ効率的に行われているか、また、それら事業は経費に見合った効果を挙げているのか等を主眼として実施した。
- 第4 監査の対象** 会計課（P3～P4）
行政委員会（P4～P7）
選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局
教育部（P7～P26）
教育総務課、学務課、学校教育課、いきいき学び課、文化財課、
市史編集課、博物館、学校給食センター、図書館
消防本部（P26～P30）
消防総務課、予防課、警防課、消防署
- 第5 監査の期間** 令和3年10月20日から令和4年2月22日まで
- 第6 監査の結果** 次のとおりである。
なお、主な意見は結果のとおりであるが、軽易な指摘事項については

改善、検討をするよう要望したので省略する。

※ 文中「指摘事項等」は次の区分によるものとする。

(1) 指摘事項

重大な違法、不当及び不正が認められる状況への指摘とする。

(2) 是正事項

違法性や不当性等は見られないが、改善を要する悪い状況に対し対応を求める。

(3) 注意事項

好ましくない状況が見受けられるので、気をつけるよう申し述べること。

(4) 要望事項

予算執行の効果や事業成績の見地から、事態の向上を求め望むこと。

定期監査対象課において、改善を要する同様の事項があったので、共通する事項として、集約し報告する。

(1) 起案文書の不備（注意事項）

起案用紙に設けている決裁日、決裁区分、文書保存区分、情報公開の可否について、記入していないものが見受けられた。起案用紙は、「石垣市文書取扱規程」、「石垣市教育委員会事務局処務規程」及び「石垣市消防本部及び消防署文書事務取扱規程」に基づいており、各項目は空欄にせず、適切に記入していただきたい。

また、公文書は実施機関の責務として、石垣市情報公開条例第3条第3項で「(前略)文書の作成及び管理を怠ってはならない」としており適正な事務処理を行うよう周知徹底されたい。

会計課、農業委員会事務局

教育部 教育総務課、学務課、学校教育課、いきいき学び課、文化財課、図書館、博物館、学校給食センター

消防本部 消防総務課、警防課

(2) 予定価格調書の封筒の不備（注意事項）

予定価格調書の封筒は、件名、日時、場所の項目があるが、場所を記載していない、また不適切に記載しているものが見受けられた。予定価格調書は公用文書であることを自覚し、適正な事務処理に努められたい。

教育部いきいき学び課、消防本部警防課

(3) 車両運行日誌の不備（注意事項）

車両運行日誌は、公用車の適正な管理や運行に伴う対応のための書類である。目的地や所要時間、運転者名の所定の項目を空欄にしているもの、運転者名の不適切な記載、決裁欄で押印されていない状況が見受けられた。公用車管理規程に則り管理して

いただきたい。

農業委員会事務局、消防本部消防署
教育部 教育総務課、学務課、いきいき学び課、図書館

(4) 切手受払簿の不備（注意事項）

切手受払簿の使用者名または取扱者名を記入していない、使用者名を不適切に記入しているものが見受けられた。消防総務課は、「石垣市消防本部及び消防署文書事務取扱規程」で規定された様式の受払簿を作成していない。

農業委員会事務局、消防本部消防総務課
教育部 教育総務課、文化財課

会 計 課

《 会 計 課 》

1 職員の配置状況

会計課の職員配置状況は、職員 6 名（課長、課長補佐兼会計係長、主査、主任 3 名）、会計年度任用職員 4 名（一般事務補助）で合計 10 名となっている。

2 主な分掌事務

現金の出納保管に関する事、決算の調整に関する事、諸収入及び支出原簿に関する事、収入及び支出命令の審査に関する事の事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入の執行について

令和 3 年 9 月末現在、予算現額 5 万 2 千円に対し、調定額及び収入済額はともに 1,619 万 3,488 円である。収入率は予算現額に対し 31,141.3%、調定額に対する収入率は 100.0%となっている。

(2) 歳出の執行について

令和 3 年 9 月末現在、予算現額 4,198 万 7 千円に対し、支出負担行為額は 3,244 万 2,328 円で、執行率は 77.3%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は 553 万 1,586 円で、執行率は 13.2%となっている。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

公金収納関連情報処理サービス業務委託（随意契約：1,594 万 5,710 円）、派出業務

委託（随意契約：496万8千円）、ローレル現金処理機器保守委託（随意契約：22万7,898円）について、契約、支出負担行為等、履行状況を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

紙幣硬貨入出金機賃貸借契約（随意契約／長期継続契約：29万4,084円）、券売機賃貸借契約（随意契約／長期継続契約：26万7,840円）、メールシーラー賃貸借契約（随意契約／長期継続契約：15万1,632円）について、契約書、支出負担行為書等、履行状況を審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

5 石垣市出納員その他の会計職員に関する規程

「石垣市出納員その他の会計職員に関する規程」第4条第6項に係る分任出納員が指定する会計員の通知について確認した結果、適正に管理されていると認めた。

6 物品台帳及び物品管理報告書

物品台帳及び物品管理報告書を確認した結果、適正に処理されていると認めた。

7 サービスの管理状況

出退勤システムより出力された出勤簿を確認した結果、適正に処理されていると認めた。

8 指摘事項等

(1) 起案文書の不備（注意事項）

行政委員会

〈 選挙管理委員会事務局 〉

1 職員の配置状況

選挙管理委員会事務局の職員配置状況は、局長、主査、主任の3名となっている。

2 主な分掌事務

条例、規則、規程等の制定、改廃に関すること、公告に関すること、委員会予算の経理並びに物品出納に関すること、選挙人名簿の調製、閲覧、異議申立に関すること、投票区、開票区の設定改廃に関すること、有権者の動態に関すること、選挙資格の調査に関すること、直接請求に関すること、選挙の異議申立に関することを含む15の事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入の執行について

令和3年9月末現在、予算現額 1,895 万 7 千円に対し、調定額は 0 円で、執行率及び収入率は 0.0%である。

歳入は、衆議院議員総選挙委託金、雑入である。

(2) 歳出の執行について

令和3年9月末現在、予算現額 6,498 万 2 千円に対し、支出負担行為額は 1,405 万 201 円で、執行率は 21.6%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は 1,254 万 5,971 円で、執行率は 89.3%となっている。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託は 1 件締結しており、衆議院議員小選挙区選出議員選挙ポスター掲示場設置等業務委託（一般競争入札：132 万円）について、入札、支出負担行為、契約、支出などを審査した結果、適正に行われているものと認めた。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

賃借料で 2 件締結しており、選挙管理委員会 Probono 期日前端末賃貸借（随意契約／長期継続契約：21 万 2,520 円）について、支出負担行為、契約、支出などを審査した結果、適正に行われているものと認めた。

5 切手受払簿、その他の状況

切手受払簿（4 月～9 月）を審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

6 サービスの管理状況

出退勤管理システム（出勤簿）を確認した結果、適正に管理が行われているものと認めた。

7 指摘事項等

特になし。

《 農業委員会事務局 》

1 職員の配置状況

農業委員会事務局の職員配置状況は、職員 6 名（局長、農政係 2 名、農地係 3 名）、会計年度任用職員 2 名（農地中間管理事業事務員 1 名、一般事務補助 1 名）で合計 8 名となっている。

2 主な分掌事務

農地等の権利移動の制限に関すること、農地等の転用の制限に関すること、農地等の転用のため権利移転の制限に関すること、農地等の利用関係の調整に関すること、農地等の買収売渡し及びこれに付随すること、農業及び農民に関する事項について意見を公表し他の行政庁に建議し、またはその諮問に応じて答申すること、登記及び申告等に関すること、農地等の交換分合のあっせん、その他農業事情の改善に関すること、その他農政に関することを含む 28 の事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入の執行について

令和3年9月末現在、予算現額 915 万 3 千円に対し、調定額は 34 万 5,100 円で、執行率は 3.8%である。また、調定額に対する収入済額は同額で、執行率は 100.0%となっている。

歳入は、県支出金及び諸収入で、同年9月末現在、県支出金の収入はない。

(2) 歳出の執行について

令和3年9月末現在、予算現額 8,014 万円に対し、支出負担行為額は 3,457 万 8,276 円で、執行率は 43.1%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は同額、執行率は 100.0%となっている。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託は1件締結しており、地図更新業務委託（随意契約：10 万 5,600 円）について、支出負担行為、契約、支出などを審査した結果、適正に行われているものと認めた。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

賃借料3件締結しており、パーソナルコンピューター等一式（随意契約／長期継続契約：15 万 8,400 円）、農地台帳地図システム賃貸借（随意契約／長期継続契約：97 万 8,120 円）について、支出負担行為、契約、支出などを審査した結果、適正に行われているものと認めた。

5 財産の管理状況

車両の管理について

2台の車両を管理しており、1台はリースである。運行日誌（4月～9月）、任意共済掛金の支出やリース契約に関する書類を審査した結果、一部の車両で未記入の運行日誌が見受けられた。

6 切手受払簿、その他の状況

切手受払簿は4事業別に農業委員会費、農業者年金業務委託費、機構集積支援事業費、農地中間管理事業費が存在する。

切手受払簿（4月～9月）を審査した結果、一部の受払簿で取扱者名を記入していないものが見受けられた。これ以外は適正に処理されているものと認めた。

7 サービスの管理状況

出退勤管理システム（出勤簿）を確認した結果、適正に管理が行われているものと認めた。

8 指摘事項等

- (1) 起案文書の不備（注意事項）
- (2) 車両運行日誌の不備（注意事項）
- (3) 切手受払簿の不備（注意事項）

教育部

《 教育総務課 》

1 職員の配置状況

教育総務課は令和3年度から総務課を教育総務課へ課名変更した。職員配置状況は、職員4名（課長、総務係1名、企画調整係2名）、会計年度任用職員2名（一般事務補助）で合計6名となっている。

2 主な分掌事務

教育行政の総合調整に関する事、教育機関の設置、廃止及び変更に関する事、奨学基金に関する事、条例、規則等の制定、改廃に関する事、寄付金等受領に関する事、大濱信泉記念館に関する事、教育委員会会議に関する事、八重山地区市町教育委員会協議会に関する事、学校職員安全衛生管理に関する事、教育予算の調整、執行管理に関する事などを含む44の事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入の執行について

令和3年9月末現在、予算現額2,496万6千円に対し、調定額は4,427万2,006円で、執行率は177.3%である。また、調定額に対する収入済額は1,084万6円で、収入率は24.5%となっている。

主な歳入は奨学貸付金元利収入、教育総務費寄付金、利子（桃原用昇氏から寄附された国債）、基金繰入金などである。

(2) 歳出の執行について

令和3年9月末現在、予算現額3億9,063万円に対し、支出負担行為額は1億4,099万5,155円で、執行率は36.1%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は1億3,135万8,246円で、執行率は93.2%となっている。

(3) 収入未済について

令和3年9月末現在、奨学貸付金元利収入で3,243万2千円(99件)である。内訳は現年度880万7千円(69件)、令和2年度513万5千円(7件)、令和元年度以前は1,849万円(23件)となっている。

(4) 滞納整理状況について

令和3年9月末現在、奨学貸付金滞納繰越金は2,362万5千円、30件で、滞納となっている原因は、無職又は非正規雇用等経済的困窮による償還遅れとしており、とるべき措置として奨学金滞納整理マニュアルに基づき、催促通知発送、電話・対面による催促等の実施、少額滞納でも定期的な償還を求める、としている。

(5) 資金前渡について

令和3年9月末現在、教育長交際費で4月8日、「八重山青年会議所主催2021年度春の懇親会」において6千円を支出しており、適正に精算、処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

大濱信泉記念館指定管理委託(400万円)、石垣市教育委員会庁舎ごみ収集処理業務委託(随意契約:11万5千円)が締結されており、支出負担行為、契約、支出等の履行状況を審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

電話機リース料・大濱信泉記念館(随意契約:10万6,920円)、同リース料・石教委事務局(随意契約:4万550円)複写機賃貸借(随意契約:37万7,696円)、複写機FAX賃貸借(随意契約:3万9,600円)などが締結されており、支出負担行為、契約、支出等の審査を行った結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 行政財産の管理について

教育委員会事務局庁舎(美崎町)、大濱信泉記念館(字登野城)の土地及び建物を管理している。

(2) 車両の管理について

5台の車両を管理しており、3台はリースである。リース料の支出に関する書類や

運行日誌（4月～9月）等を審査した結果、運行日誌の不備が見受けられた。

6 補助金（市単独補助金）の交付状況

(1) 令和2年度の交付について

八重山地区小中学校長会補助金（17万5千円）、八重山中学校体育連盟補助金（95万円）、八重山地区中学校文化連盟補助金（25万円）、八重山地区学力向上推進委員会補助金（8万5千円）、私立学校助成金（180万円）に対して交付しており、申請、交付決定、支出、実績報告、交付額確定、概算払いにおける精算処理について審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

(2) 令和3年度の交付について

八重山地区小中学校長会補助金（16万8千円）、八重山地区公立小中学校教頭会補助金（9万4,500円）、八重山中学校体育連盟補助金（95万円）、八重山地区中学校文化連盟補助金（25万円）、八重山地区学力向上推進委員会補助金（8万5千円）、私立学校助成金（180万円）に対して、申請、交付決定、概算払いまで行われており、適正に行われているものと認めた。

7 切手受払簿、その他の状況

切手受払簿（4月～9月）を審査した結果、不適切な記入が見受けられた。

8 サービスの管理状況

出出勤システム（出勤簿）を確認した結果、適正に管理が行われているものと認めた。

9 指摘事項等

- (1) 起案文書の不備（注意事項）
- (2) 車両運行日誌の不備（注意事項）
- (3) 切手受払簿の不備（注意事項）
- (4) 検査調書の不備（注意事項）

検査調書の項目で、単価を任意に省略した記載、誤った数量や金額を記載して作成している調書が見受けられた。

《 学 務 課 》

1 職員の配置状況

学務課の職員配置状況は、職員8名（課長、学務係4名、施設係3名）、再任用職員1名、会計年度任用職員1名で合計10名となっている。

2 主な分掌事務

学校の環境衛生に関すること、学校施設使用及び使用料に関すること、学校給食費

助成事業に関すること、児童、生徒、教職員の健康診断に関すること、教科書給与事務、教師用教科書及び教師用指導書に関すること、へき地児童生徒援助費等補助金（修学旅行費・保健管理費）に関すること、単独調理校の調理員及び調理場の衛生管理に関すること、遠距離児童生徒通学費補助に関すること、学校の施設、設備の営繕及び環境整備に関すること、学校施設整備の管理業務委託に関することを含む 36 の事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入の執行について

令和3年9月末現在、予算現額 16 億 1,165 万 6 千円に対し、調定額は 4 億 1,072 万 675 円で、執行率は 25.5%である。また、調定額に対する収入済額は、52 万 5,080 円で、収入率は 0.1%である

(2) 歳出の執行について

令和3年9月末現在、予算現額 24 億 9,528 万 2 千円に対し、支出負担行為額は 19 億 1,301 万 765 円で、執行率は 76.7%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は 8 億 7,823 万 751 円で、執行率は 45.9%となっている。

小学、中学教師用指導書、少子化対策給付事業、第三子以降学校給食費助成などに関する支出について審査した結果、適正に行われているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

スクールバス運行业務委託（随意契約：480 万円）、石垣市立小学校給食調理場衛生検査委託（随意契約：54 万 1,200 円）、小学校プール監視補助業務委託・3校（指名競争入札：154 万 8,800 円）、給食管理システム保守委託（随意契約／長期継続契約：18 万 4,800 円）などが締結されており、入札、支出負担行為、契約、支出等の履行状況を審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

沖縄自治体クラウドサービス利用契約（随意契約：372 万 9,000 円）、給食管理システム賃貸借（随意契約／長期継続契約：22 万 440 円）について、支出負担行為、契約、支出などに係る書類を審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

5 工事の施工状況

令和3年度について

令和3年度は 24 件の工事が行われている。このうち、登野城小学校特別支援教室改修工事（随意契約：128 万 9,200 千円）、真喜良小学校下駄箱取替工事（随意契約：90 万 2 千円）について、支出負担行為、契約、支出などを審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

6 財産の管理状況

車両の管理について

3台の車両を管理している。自動車損害共済の支出や運行日誌（4月～9月）等について審査した結果、一部の運行日誌の決裁欄で押印のないものが見受けられた。

7 補助金（市単独補助金）の交付状況

石垣市遠距離通学費補助金（小学校・中学校）の2つである。

令和2年度は、小学校11万1,049円、中学校87万7,902円を交付しており、令和3年度は、9月末現在、小学校6万9,082円、中学校36万8,189円を交付している。

申請や交付決定などの事務について審査した結果、おおむね適正に処理されていることを認めた。

8 切手受払簿、その他の状況

切手受払簿は、パソコンデータで管理しており、4月～9月分を確認した。

9 物品台帳及び物品管理報告書

物品台帳は適正に管理されていることを確認したが、物品管理報告書の提出はなかった。

10 サービスの管理状況

出退勤システムより出力された出勤簿を確認した結果、適正に管理が行われているものと認めた。

11 指摘事項等

- (1) 起案文書の不備（注意事項）
- (2) 車両運行日誌の不備（注意事項）
- (3) 届出文書の取扱い（注意事項）

請負者から市長あてに届出された工事着工届、工事完成届、工事目的物引渡書は、收受日が不明で供覧も行っていない。石垣市教育委員会事務決裁規程に基づき、適正に対処していただきたい。

《 学 校 教 育 課 》

1 職員の配置状況

学校教育課の職員配置状況は、職員9名（課長、指導係6名、情報教育推進係2名）、会計年度任用職員13名（一般事務補助1名、小中学校外国語学習支援員5名、教育研究所所長1名、適応指導教室指導員2名、ICT支援員4名）の合計22名となっている。

2 主な分掌事務

学校管理職・教職員の研修に関すること、学習指導に関すること、学力向上推進に関すること、学校評議員に関すること、学校行事の承認及び指導に関すること、教科書の採択に関すること、教育研究所に関すること、外国語学習支援員（ALT）に関すること、特別支援教育支援員に関すること、情報関連機器及びシステムに関することを含む46の事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入の執行について

令和3年9月末現在、予算現額2億6,485万円に対し、調定額は1,058万2千円で、執行率は4.0%である。また、調定額に対する収入済額は0円で、収入率は0%。

主な歳入は、公立学校情報機器整備費補助金（国庫）、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費（国庫）、中学校における部活動指導員の配置事業（県）などである。

(2) 歳出の執行について

令和3年9月末現在、予算現額8億6,233万6千円に対し、支出負担行為額は6億1,579万201円で、執行率は71.4%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は1億1,975万9,307円で、執行率は19.4%となっている。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

中学3年学力調査委託（随意契約：86万1,799円）、石垣市医療的ケア児支援事業看護師配置業務委託（随意契約：197万4,240円）、教員採用試験石垣市直前対策講座（令和3年度前期）業務委託（随意契約：39万9,639円）、教員採用試験対策講座塾長業務委託（随意契約：161万6,200円）、メール斉配信システム保守サービス（随意契約：44万8,800円）、石教委グループウェア・勤怠管理システム導入業務（制限付一般競争入札：440万円）、GIGAスクールサポーター配置（随意契約：227万4,800円）、市立小中学校GIGAスクールネットワーク構築委託（指名競争入札：1億5,678万3千円）について、入札、予定価格、契約、支出負担行為等の履行状況を審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は20件締結しており、学校図書館システム賃借（随意契約／長期継続契約：824万2,560円）、学校ホームページ専用サーバー使用料（随意契約：4万5,865円）について、支出負担行為、契約、支出について審査を行った結果、適正に行われているものと認めた。

5 財産の管理状況

車両の管理について

5台の車両を管理している。運行日誌（4月～9月）、任意共済掛金の支出に関する書類などを審査した結果、適正に管理されているものと認めた。

6 発刊物の状況

『令和3年度教育研究所要覧』（支出額：3万8,610円）の支出に関する書類は、おおむね適正に行われているものと認めた。学力向上リーフレット600部、『社会科副読本「わたしたちの石垣市」』1,200部、『令和3年度教育研究所研究報告書』100部の刊行を予定している。

7 切手受払簿、その他の状況

切手受払簿（4月～9月）を審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

8 サービスの管理状況

出退勤システム（出勤簿）を確認した結果、適正に管理が行われているものと認めた。

9 指摘事項等

(1) 起案文書の不備（注意事項）

(2) 届出文書の取扱い（注意事項）

請負者から市長あてに届出された業務完了届書は、收受日が不明で供覧も行っていない。石垣市教育委員会事務決裁規程に基づき、適正に対処していただきたい。

《 いきいき学び課 》

1 職員の配置状況

いきいき学び課の職員配置状況は、職員8名（課長、学び係5名、青少年係2名）、臨時的任用職員1名、会計年度任用職員12名（放課後子ども総合プラン統括コーディネーター1名、社会教育指導員2名、教育相談支援員1名、生活指導員2名、スクールライフサポーター2名、ユースアドバイザー4名）の合計21名となっている。

2 主な分掌事務

社会教育行政の総合調整に関すること、生涯学習の普及、啓発及び振興に関すること、青少年の社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること、社会教育委員に関すること、社会教育指導員に関すること、社会教育関係団体の指導育成に関すること、市立公民館、文化会館の管理及び施設使用に関すること、石垣市青少年センターに関することを含む20の事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入の執行について

令和3年9月末現在、予算現額457万5千円に対し、調定額は11万9,097円で、執行率は2.6%である。また、調定額に対する収入済額は、11万4,597円で、収入率は96.2%となっている。

主な歳入は、学校家庭地域の連携協力推進事業補助金、公民館使用料、文化会館使用料である。

(2) 歳出の執行について

令和3年9月末現在、予算現額6,710万5千円に対し、支出負担行為額は2,873万1,927円で、執行率は42.8%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は2,198万888円で、執行率は76.5%となっている。

(3) 収入未済について

令和3年9月末現在、文化会館使用料4,500円（6件）の収入未済である。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託は34件締結しており、石垣島天文台運営業務委託（随意契約：178万4,217円）、放課後子ども教室実施委託3団体／12団体（随意契約：3団体合計38万4,200円）、地域未来塾実施委託全6校（随意契約：175万9,688円）、家庭教育支援事業（性教育）委託（随意契約：28万円）、家庭教育支援事業（三世代楽級）委託（随意契約：10万円）、平得公民館来館者受付業務委託（随意契約：18万5,347円）、平得公民館浄化槽維持管理業務委託（随意契約：9万6,800円）、文化会館来館者受付業務委託（随意契約：36万676円）について、支出負担行為、契約、支出等の履行状況を審査した結果、おおむね適正に行われていると認めるが、随意契約において、石垣市財務規則で規定されている事前、事後の公表が行われていない業務委託があった。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は7件締結しており印刷機賃貸借（指名競争入札：18万4,800円）、学習支援タブレット使用ソフトウェア利用料（随意契約：14万3千円）について、入札、支出負担行為、契約、支出などを審査した結果、適正に行われているものと認めた。

5 工事の施工状況

令和2年度石垣市立文化会館男女トイレ改修工事（随意契約：72万7,016円）、令和3年度石垣市平得公民館一階ひび割れ補修処理（随意契約：121万円）について、支出負担行為、契約、支出などを審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

6 財産の管理状況

(1) 借用財産について

石垣市立文化会館（字大川）の土地（国有地）を沖縄総合事務局八重山財務出張所と締結し、年間使用料 87 万 9,373 円で借用している。

(2) 行政財産の管理について

石垣市立文化会館、社会教育関係施設（旧パパイヤ研究所：字登野城）の建物、石垣市平得公民館（字平得）の土地・建物を管理している。

(3) 車両の管理について

6 台の車両及び 1 台の原動機付自転車を管理している。運行日誌（4 月～9 月）、任意共済掛金の支出に関する書類などを審査した結果、一部の車両の運行日誌に不備が見受けられた。これ以外はおおむね適正に管理されているものと認めた。

7 補助金（市単独補助金）の交付状況

(1) 令和 2 年度の交付について

いしがき少年少女合唱団（24 万円）、石垣市 P T A 連合会（19 万 9,083 円）、石垣市婦人連合会（45 万 4,794 円）、石垣市自治公民館連絡協議会（20 万 7,894 円）、八重山地区 P T A 連合会（2 万 2 千円）、石垣市レクリエーション協会（7 万 5 千円）、石垣市文庫連絡協議会（5 万円）、真喜良団地子供会（1 万 8 千円）、石垣市青少年健全育成協議会（40 万 5,366 円）に対して交付しており、申請、交付決定、支出、実績報告、交付額確定、概算払いにおける精算処理について審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

(2) 令和 3 年度の交付について

令和 3 年 9 月末現在、いしがき少年少女合唱団（24 万円）、石垣市 P T A 連合会（20 万円）、石垣市婦人連合会（55 万円）、石垣市自治公民館連絡協議会（36 万円）、八重山地区 P T A 連合会（2 万 2 千円）、石垣市青年団協議会（15 万円）、石垣市レクリエーション協会（7 万 5 千円）、石垣市青少年健全育成協議会（42 万 6 千円）が申請しており、石垣市 P T A 連合会を除いた団体に対し、交付決定、概算払いまで行われている。

8 切手受払簿、その他の状況

切手受払簿（4 月～9 月）を審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

9 サービスの管理状況

出退勤システム（出勤簿）を確認した結果、適正に管理が行われているものと認めた。

10 指摘事項等

(1) 平得公民館使用について（是正事項）

石垣市公民館設置条例施行規則第 13 号は、使用料を使用期日 14 日前までに納入す

るとしているが、遵用されていない。

(2) 市立文化会館使用について（是正事項）

市立文化会館設置条例第9条は、使用料を前納しなければならない、同条例施行規則第13条は、使用料を使用期日14日前までに納入しなければならないとしているが、遵用されていない。

(3) 随意契約に係る公表の未実施（是正事項）

平得公民館来館者受付業務委託及び文化会館来館者受付業務委託は、石垣市シルバー人材センターと随意契約している。随意契約において、相手方が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する場合、同法令の規則で定める手続きは、石垣市財務規則第109条第2項の規定に則り、契約内容や契約の相手方とした理由などを契約前に事前公表、契約締結後の事後に公表することとしているが、両方の公表はされていない。

(4) 届出文書の取扱い（注意事項）

受注者から市長あてに届出された工事に関する着工届及び完了届出文書は、收受日が不明で供覧も行っていない。石垣市教育委員会事務決裁規程に基づき、適正に対処していただきたい。

(5) 起案文書の不備（注意事項）

(6) 予定価格調書の封筒の不備（注意事項）

(7) 車両運行日誌の不備（注意事項）

《 文 化 財 課 》

1 職員の配置状況

文化財課の職員配置状況は、職員8名（課長、文化財係4名、記念物係3名）、再任用職員1名、会計年度任用職員5名（文化財調査員1名、一般事務補助4名）の合計14名となっている。

2 主な分掌事務

文化財審議会に関すること、文化財の基礎調査に関すること、文化財の維持管理と保護整備に関すること、文化財の指定に関すること、文化財の保護と開発調整に関すること、文化財の保存及び教育普及に関すること、その他文化財に関することの事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入の執行について

令和3年9月末現在、予算現額4,188万281円に対し、調定額は516万6,681円で、執行率は12.3%である。また、調定額に対する収入済額は、9万4,400円で、収入率は1.8%となっている。

(2) 歳出の執行について

令和3年9月末現在、予算現額6,099万4千円に対し、支出負担行為額は1,983万8,674円で、執行率は32.5%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は1,209万4,175円で、執行率は61.0%となっている。

(3) 収入未済について

令和3年9月末現在、登野城遺跡発掘調査事業（滞納繰越）507万2,281円（1件）の収入未済が発生している。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託は15件締結しており、大浜地区歴史遺産広場浄化槽保守・点検業務委託（随意契約：7万9,200円）、試掘調査業務委託（随意契約：4万4千円）、仲道の三番アコウ倒木処置及び樹勢回復作業委託業務（随意契約：199万1千円）、指定文化財等清掃業務委託（随意契約：246万9,831円）、旧和宇慶家墓除草業務委託（随意契約：11万4,400円）、平久保のヤエヤマシタン調査・診断業務委託（随意契約：58万3千円）、平久保のヤエヤマシタン害虫駆除（タカサゴシロアリ）業務委託（随意契約：110万円）、平久保のヤエヤマシタン害虫駆除（シタンヒメヨコバイ）業務委託（随意契約：69万3千円）について、支出負担行為、契約、支出などについて履行状況を審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

賃借料契約1件で、武元店舗賃借（随意契約：151万656円）について、支出負担行為、契約、支出を審査した結果、適正に行われているものと認めた。

5 工事の施工状況

令和2年度について

工事は2件、大浜地区歴史遺産活用事業（沖振交^{*}）駐車場・芝生広場整備工事（繰越）（指名競争入札：2,361万4,800円）、大浜地区歴史遺産活用事業（沖振交^{*}）駐車場・芝生広場植栽工事（繰越）（指名競争入札：928万8,400円）が行われた。この工事の入札、支出負担行為、契約、支出などについて審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。令和3年度の工事はない。

^{*}沖縄振興特別推進交付金

6 財産の管理状況

(1) 行政財産の管理について

文化財管理棟（美崎町・旧石教委事務局の敷地）の建物、土地・建物は、宮良殿内、権現堂、フルスト原遺跡隣接地トイレ・東屋、土地は、フルスト原遺跡、ヤエヤマヤシ群落、アラスク村遺跡、トゥバラーマ歌碑建立、電信屋、美崎御嶽境内地、中マンガ、宮鳥御嶽、富崎観音堂及び周辺、平久保安良地内、電信屋記念碑建立地、川平火番盛、石垣島東海岸の津波石群、旧和宇慶家墓、小波本御嶽、野底御嶽、黒石川窯跡、旧和宇慶家墓隣接地、世持井戸を管理している。

(2) 車両の管理について

3台の車両を管理している。運行日誌（4月～9月）、任意共済掛金の支出に関する書類などを審査した結果、適正に管理されているものと認めた。

7 補助金（市単独補助金）の交付状況

令和2年度及び令和3年度の交付について

市単独補助金は1件のみ。八重山上布伝承者養成事業（6万円）に交付しており、申請、交付決定、実績報告、補助額確定、通常払いまで、適正に行われているものと認めた。

令和3年度は、同補助額の申請、交付決定、支出負担行為まで行われており、適正に行われている。

8 発刊物の状況

『市内遺跡発掘調査報告書』300部（予算額：69万3千円）、『平得宇部御嶽遺跡発掘調査報告書2』300部（予算額：52万8千円）の刊行を予定している。

9 切手受払簿、その他の状況

切手受払簿（4月～9月）を審査した結果、不適切な処理が見受けられた。

10 サービスの管理状況

出退勤システム（出勤簿）を確認した結果、適正に管理が行われているものと認めた。

11 指摘事項等

(1) 提出文書の取扱い（注意事項）

受注者から市長あてに提出された工事目的物引渡書は、收受日が不明で供覧も行っていない。石垣市教育委員会事務決裁規程に基づき、適正に対処していただきたい。

(2) 起案文書の不備（注意事項）

(3) 切手受払簿の不備（注意事項）

《 図 書 館 》

1 職員の配置状況

図書館の職員配置状況は、職員 5 名（館長、資料サービス係 2 名、管理係 2 名）、再任用職員 1 名、会計年度任用職員 11 名（図書館司書 5 名、一般事務補助 6 名）で合計 17 名となっている。

2 主な分掌事務

施設及び設備の維持管理に関すること、集会室等の使用に関すること、公衆電話及び施設使用の収入に関すること、その他図書館施設管理全般に関すること、図書館資料（視聴覚資料を含む。）の選定、収集、整理及び保存に関すること、広報に関すること、図書館資料の利用に関すること、他の図書館との相互協力及び図書館資料の相互貸借に関すること、視聴覚教育に関することを含む 18 の事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入の執行について

令和 3 年 9 月末現在、予算現額 2,689 万 8 千円に対し、調定額は 1 万 3,600 円で、執行率は 0.1% である。また、調定額に対する収入済額は 1 万 3,200 円で、収入率は 97.1% となっている。

(2) 歳出の執行について

令和 3 年 9 月末現在、予算現額 9,649 万 3 千円に対し、支出負担行為額は 2,996 万 8,499 円で、執行率は 31.1% である。また、支出負担行為額に対する支出済額は 2,125 万 2,415 円で、執行率は 70.9% となっている。

(3) 収入未済について

令和 3 年 9 月末現在、図書館施設使用料 400 円（1 件）である。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託は 14 件締結しており、ガス燻蒸業務（随意契約：106 万 7 千円）、昇降機保安管理業務（随意契約：69 万 9,600 円）、図書館情報システム保守業務（随意契約／長期継続契約：180 万 1,800 円）について、支出負担行為、契約、支出等の履行状況を審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

賃借料契約7件で、コンピューター賃借（随意契約／長期継続契約：5万4,996円）、動画編集用パソコン一式賃借（随意契約／長期継続契約：8万9,760円）について、支出負担行為、契約、支出を審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

5 工事の施工について

令和2年度は、石垣市立図書館照明操作盤取替工事（指名競争入札：723万8千円）が行われており、予定価格、入札、支出負担行為書、契約、支出等を審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

令和3年度は、市立図書館空調取替工事が予定されている。

6 財産の管理状況

(1) 行政財産の管理について

石垣市立図書館（浜崎町）の建物を管理している。

(2) 車両の管理について

2台の車両を管理しており、1台はリースである。運行日誌（4月～9月）、リース契約及び支出に関する書類を審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

7 石垣市出納員その他の会計職員に関する規程

「石垣市出納員その他の会計職員に関する規程」第4条第6項に係る分任出納員が指定する会計員の通知について確認した結果、適正に管理されていると認めた。

8 物品台帳及び物品管理報告書

物品台帳及び物品管理報告書を確認した結果、図書以外の物品台帳は作成していない。

9 切手受払簿、その他の状況

切手受払簿は、パソコンデータで管理しており、4月～9月分を審査した結果、外部機関から「複写費用」とする切手が受入れされていた。

10 サービスの管理状況

出退勤管理システムより出力された出勤簿を確認した結果、適正に管理されているものと認めた。

11 指摘事項等

(1) 複写費用の扱いについて（指摘事項）

図書館で行う複写の費用は、石垣市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則第29条で、「複写の費用は、実費とする。」と規定しているが、複写費用を実費ではなく切手で受け取っている。

複写の費用は公金として扱うことから、石垣市財務規則に基づき適正に調定及び収

入事務を行うものとする。

(2) 契約名称について（是正事項）

図書館システム一式保守委託は、契約書、財政課に提出した申請書、財務会計文書に記載している名称がそれぞれ異なる表記で作成されている。同一の契約であることから、適正な事務に努めていただきたい。

(3) 使用料の納付について（注意事項）

図書館内の施設を使用する場合、石垣市立図書館の設置及び管理に関する条例第8条第2項は、「前項の許可を受けた者は、別表により算定した額を使用料として前納しなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。」と規定するが、後納で納付されている。同条例に基づき、適正な事務を執行していただきたい。

(4) 届出文書の取扱い（注意事項）

受託者及び請負者から市長あてに届出された完了報告書、工事着工届、施工計画の承認及び使用資材承認申請書は、収受日が不明で供覧も行っていない。石垣市教育委員会事務決裁規程に基づき、適正に対処していただきたい。

(5) 物品台帳の整備（注意事項）

図書以外の物品台帳は作成していなかった。石垣市物品管理規則に基づき速やかに整備していただきたい。

(6) 起案文書の不備（注意事項）

(7) 車両運行日誌の不備（注意事項）

《 博 物 館 》

1 職員の配置状況

博物館の職員配置状況は、職員5名（館長、管理係2名、学芸係2名）、会計年度任用職員2名（八重山博物館専門員、一般事務補助）で合計7名となっている。

2 主な分掌事務

施設等の維持管理に関すること、入館料その他収入に関すること、常設展示及び特別展示に関すること、博物館協議会に関すること、学校教育との連携に関すること、その他学芸業務の広報及び渉外に関することを含む15の事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入の執行について

令和3年9月末現在、予算現額412万9千円に対し、調定額は24万3,955円で、執行率は5.9%である。また、調定額に対する収入済額は同額で、収入率は100.0%となっている。

(2) 歳出の執行について

令和3年9月末現在、予算現額1億1,003万4千円に対し、支出負担行為額は1,768万654円で、執行率は16.1%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は939万7,934円で、執行率は53.2%となっている。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託は11件締結しており、館内展示室等ガス燻蒸消毒（随意契約：129万8千円）について、支出負担行為、契約、支出等を審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は4件契約しており、複写機賃貸借（指名競争入札／長期継続契約：29万6,640円）、建物賃貸借（随意契約：158万4千円）について、支出負担行為、契約、支出等を審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

5 工事の施工状況

令和2年度は2件の工事が行われ、石垣市立博物館通用口取替工事・本館（随意契約：80万3,000円）、石垣市立博物館防水工事・本館（随意契約：121万円）について、支出負担行為、契約、支出等を審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

令和3年度は1件の工事が予定されている。

6 財産の管理状況

(1) 行政財産の管理について

石垣市立八重山博物館（本館、本館地下収蔵庫）、プレハブ収蔵庫2棟（字登野城）の建物、土地5筆（字登野城）を管理している。

(2) 車両の管理について

1台の車両を管理している。運行日誌（4月～9月）、任意共済掛金の支出に関する書類などを審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

7 石垣市出納員その他の会計職員に関する規程

「石垣市出納員その他の会計職員に関する規程」第4条第6項に係る分任出納員が指定する会計員の通知について確認した結果、適正に管理されていると認めた。

8 物品台帳及び物品管理報告書

令和3年5月に2冊の書籍を購入しているが、物品台帳に記載がなかった。図書以外の備品については適正に処理されていると認めた。

9 切手受払簿、その他の状況

切手受払簿（4月～9月）を審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

10 発刊物の状況

令和3年9月末現在、『石垣市立八重山博物館館報第34号』100部（支出負担行為額：15万4千円）は製作中である。『石垣市立八重山博物館紀要第26号』300部、『こども博物館教室記録集（39期生）』100部は、年度内の刊行を予定している。

11 サービスの管理状況

出退勤管理システムより出力された出勤簿を確認した結果、適正に管理が行われているものと認めた。

12 指摘事項等

(1) 届出文書の取扱い（注意事項）

請負者から市長あてに届出された工事着工届、工事完成届、工事目的物引渡書は、收受日が不明で供覧も行っていない。石垣市教育委員会事務決裁規程に基づき、適正に対処していただきたい。

(2) 物品台帳の整備（注意事項）

購入図書は、博物館の様式で作成した図書台帳に登録されていたが、石垣市物品管理規則に基づく物品台帳は存在しなかったため、適正に対処していただきたい。

(3) 起案文書の不備（注意事項）

《 学校給食センター 》

1 職員の配置状況

学校給食センターの職員配置状況は、職員2名（課長、給食係1名）、再任用職員1名、会計年度任用職員1名（一般事務補助）で合計4名となっている。

2 主な分掌事務

施設及び設備等の管理に関すること、学校給食センター運営委員会に関すること、物品購入の計画及び管理に関すること、ボイラーの取扱い及び機械器具等の維持補修に関すること、学校給食の調理に関すること、学校給食の運搬に関すること、施設及

び設備等の衛生管理及び防災管理に関すること、負担金請求に関すること、学校給食会計業務に関すること、その他学校給食の実施に関することを含む13の事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入の執行について

歳入はない。

(2) 歳出の執行について

令和3年9月末現在、予算現額1億9,140万4千円に対し、支出負担行為額は1億5,572万3円で、執行率は81.4%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は7,489万1,980円で、執行率は48.1%となっている。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託は19件締結されており、衛生病虫害駆除防除委託（随意契約：22万円）、産業廃棄物処理委託（随意契約：23万7,600円）、貯水槽清掃委託（随意契約：22万円）、清掃作業委託（随意契約：49万5千円）、調理業務等民間委託（プロポーザル契約／長期継続契約：年額1億2,512万3,900円）、空調設備保守点検委託（一般競争入札：154万円）、不良木伐採委託（随意契約：4万4千円）について、入札、支出負担行為、契約、支出などについて審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、5件締結されており、給食管理システム賃借料（随意契約／長期継続契約：40万5,240円）について、支出負担行為、契約、支出などを審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 行政財産の管理について

市立学校給食センター施設及び機械室棟（字平得）の土地及び建物を管理している。

(2) 車両の管理について

8台の車両を管理しており、1台はリースである。運行日誌（4月～9月）、リース契約に関する書類などを審査した結果、給食配送車両3台の「配送者運行日誌・管理報告書」の決裁日に未記入が見受けられた。これ以外は、おおむね適正に行われているものと認めた。

6 切手受払簿、その他の状況

切手受払簿（4月～9月）を審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

7 サービスの管理状況

出退勤管理システム（出勤簿）を確認した結果、適正に管理が行われているものと認めた。

8 指摘事項等

(1) 起案文書の不備（注意事項）

◀ 市史編集課 ▶

1 職員の配置状況

市史編集課の職員配置状況は、職員3名（課長、主任、主事）、会計年度任用職員1名（一般事務補助）で合計4名となっている。

2 主な分掌事務

石垣市史及び関係資料集の編集発行に関すること、史資料の調査、収集、整理及び所蔵資料の情報提供に関すること、石垣市史及び関係資料集の出荷に関すること、市民文化の向上に関すること、行政文書・公文書の整理及び保管に関することの事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入の執行について

令和3年9月末現在、予算現額38万円に対し、調定額は2万6,560円で、執行率は7.0%である。また、調定額に対する収入済額は1万2,560円で、収入率は47.3%となっている。

(2) 歳出の執行について

令和3年9月末現在、予算現額806万2千円に対し、支出負担行為額は190万6,530円で、執行率は23.6%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は103万2,678円で、執行率は54.2%となっている。

(3) 収入未済について

令和3年9月末現在、雑入（図書代）1万4千円（1件）である。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託は6件締結されており、石垣市史尖閣関連情報データベース構築事業委託（随意契約：38万5千円）、写真デジタル化スキャニング委託2件（随意契約：7万

4,965 円、3 万 7,675 円) について、支出負担行為、契約、支出等を審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

令和 3 年 9 月末現在、新庁舎移転に伴う複写機賃借契約を予定している。

5 物品台帳及び物品管理報告書

資料を購入した日と物品台帳に登録されている取得年月日が相違しているものが見受けられた。

6 切手受払簿、その他の状況

切手受払簿（4 月～9 月）を審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

7 発刊物の状況

『石垣市史研究資料 10 平得の民話（仮称）』400 部の刊行を予定している。

8 サービスの管理状況

出退勤管理システムより出力された出勤簿を確認した結果、適正に管理が行われているものと認めた。

9 指摘事項等

(1) 提出文書の取扱い（注意事項）

受託者から市長あてに届出された業務完了報告書は、收受日が不明で供覧も行っていない。石垣市教育委員会事務決裁規程に基づき、適正に対処していただきたい。

消防本部

◀ 消防総務課 ・ 予防課 ・ 警防課 ・ 消防署 ▶

1 職員の配置状況

消防総務課は、令和 3 年度から総務課を消防総務課へ課名変更した。

消防総務課の職員配置状況は、課長、課長補佐兼係長、主査 1 名、主任 3 名の計 6 名である。

予防課の職員配置状況は、課長、課長補佐兼係長、主任 2 名の計 4 名である。

警防課の職員配置状況は、課長、課長補佐兼係長、主任 2 名の計 4 名である。

消防署の職員配置状況は、署長、次席兼係長 3 名、次席兼所長 2 名、主査 9 名、消防士長 14 名、消防副士長 9 名、消防士 13 名の計 51 名である。

消防本部合計で消防長含め 66 名が配置されており、このうち 2 名（消防総務課）は、

沖縄県消防指令センター（嘉手納町）へ派遣されている。

2 主な分掌事務

消防総務課は、財産の取得及び処分の手続き並びに財産の管理に関すること、消防施設の整備に関すること、職員の研修に関すること、職員及び消防団員の被服等貸与品の支給に関すること、消防団員の報酬等に関すること、補助金、負担金に関することを含む 22 の事務を所管している。

予防課は、火災の予防広報及び防火思想の普及及び宣伝に関すること、防火対象物の査察、指導に関すること、防火管理者の指導、教養に関すること、危険物施設の許認可に関すること、危険物施設の査察指導に関すること、危険物取扱者及び同施設管理者の指導に関すること、消防法令適合通知交付申請書に関することを含む 20 の事務を所管している。

警防課は、消防計画に関すること、水火災その他の災害の警戒鎮圧及び防御に関すること、職団員等の訓練及び各種演習に関すること、自衛消防に関すること、消防団に関すること、火災の警防計画に関すること、開発行為及び中高層建築物における消防施設等設備指導に関することを含む 18 の事務を所管している。

消防署は、災害の警戒及び防ぎよに関すること、火災調査に関すること、火災の予防に関すること、救急、救助活動及び事務に関すること、消防職団員の訓練及び演習の計画実施に関すること、消防通信施設等の整備保全に関すること、緊急消防援助隊に関すること、自主防災組織の訓練指導に関することを含む 21 の事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入の執行について

歳入は消防総務課のみ。令和 3 年 9 月末現在、予算現額 1 億 4,548 万 2 千円に対し、調定額は 63 万 5,053 円で、執行率は 0.4%である。また、調定額に対する収入済額は 63 万 3,089 円で、収入率は 99.7%となっている。

(2) 歳出の執行について

歳出も消防総務課のみ。令和 3 年 9 月末現在、予算現額 7 億 6,591 万 9 千円に対し、支出負担行為額は 4 億 1,975 万 9,136 円で、執行率は 54.8%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は 3 億 2,313 万 2,903 円で、執行率は 77.0%となっている。

(3) 収入未済額について

令和 3 年 9 月末現在、自動販売機電気料 1,964 円（1 件）である。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

消防総務課の業務委託は 6 件締結しており、深夜業務従事者健康診断（随意契約：29 万 7,980 円）について、支出負担行為、契約、支出等を審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

警防課の業務委託は2件締結しており、石垣市消防団拠点施設整備監理業務委託・繰越（随意契約：49万5千円）について、支出負担行為、契約、支出等を審査した結果、おおむね適正に行われているが、添付資料に不備が見受けられた。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

消防総務課のみ11件契約しており、業務用車両賃貸借（指名競争入札／長期継続契約：年額65万5,128円）、貸室賃貸借（随意契約／長期継続契約：年額102万円）、建物賃貸借（随意契約／長期継続契約：年額90万9,600円）について、入札、支出負担行為、契約、支出等を審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

5 工事の施工状況

消防総務課は、令和2年度及び令和3年度で各1件の工事が行われている。令和3年度石垣市消防本部車庫屋根張替工事（指名競争入札：484万円）について、入札、支出負担行為、契約、支出等を審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

警防課は、令和2年度4件、令和3年度で1件の工事が行われている。令和2年度石垣市消防団拠点施設新築工事・建設・繰越（指名競争入札：1,229万円）、同年度同新築工事・設備・繰越（指名競争入札：890万3,400円）について、入札、支出負担行為、契約、支出等を審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

6 財産の管理状況

(1) 借用財産について

消防本部庁舎敷地（字真栄里）の土地で、国有地6,023㎡、沖縄県有地2,737㎡を借用している。国有地は令和2年4月から3年間、県有地は令和3年4月から1年間の契約である。

また、消防署伊原間出張所敷地（字伊原間）の土地で、伊原間公民館の所有地1,136㎡を令和3年4月から1年間の契約で借用している。

これら借用財産の賃貸借について、契約、支出負担行為、支出等を審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

(2) 行政財産の管理について

消防署川平出張所（字川平）の土地を管理しており、認定電気通信事業で1件の使用許可がある。

(3) 車両の管理について

車両はすべて消防署で管理している。35台の車両を管理しており、うち1台はリース、3台の水上バイクを管理している。4台の車両について、運行日誌（4月～9月）、自動車損害共済の支出等に関する書類を審査した結果、運行日誌に不備が見受けられた。

7 補助金（市単独補助金）の交付状況

石垣市防火委員会に補助金を交付している。同委員会の事務局は以前は予防課で、令和3年度から警防課に移管している。令和2年度及び令和3年度は19万5千円の補助金が交付されている。申請、交付決定、支出、実績報告、交付額確定、概算払いにおける精算処理について審査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

8 切手受払簿、その他の状況

切手受払簿（4月～9月）を審査した結果、記載の不備が見受けられた。

9 サービスの管理状況

4課の出退勤管理システムより出力された出勤簿を確認した結果、適正に管理が行われているものと認めた。

10 指摘事項等

消防総務課

(1) 届出文書の取扱い（注意事項）

請負者から市長あてに届出された使用資材承認申請書、工事施工計画書、工事着工届、工事完成届、工事目的物引渡書は、收受日が不明で供覧も行っていない。石垣市消防本部事務決裁規程に基づき、適正に対処していただきたい。

(2) 補助金の交付手続（注意事項）

石垣市防火委員会補助金は、同事務（事業）補助金交付要綱で規定する様式文書で作成されず、「石垣市補助金等交付規則の運用について」の様式文書を用いて文書が作成されていた。石垣市防火委員会事務（事業）補助金交付要綱に基づき適正に対処していただきたい。

(3) 物品台帳の整備及び物品管理報告書（注意事項）

物品台帳は時系列に整理し、物品管理報告書は石垣市物品管理規則に基づき適正に管理していただきたい。

(4) 切手受払簿の不備（注意事項）

警防課

(5) 支出負担行為について（是正事項）

石垣市消防団拠点施設新築工事・建設（繰越）及び石垣市消防団拠点施設整備監理業務委託（繰越）において、支出負担行為書には契約書案を添付していない。支出負担行為を行うためには、石垣市財務規則第45条で「(前略) 支出負担行為に必要な主な書類は別表に定める区分による」としたうえで、別表で契約書案を添付することが規定されており、同規則に基づき適正に対処されたい。

(6) 文書の整合性について（是正事項）

石垣市消防団拠点施設新築工事・建設（繰越）は、監理業務等委託契約の変更について、令和3年3月15日付で、変更に伴う協議を行ってよいかとの伺いを起案しているが、「委託業務変更協議書」の協議年月日は、令和3年3月12日と記載されている。整合性のある文書の作成に努められたい。

(7) 届出及び提出文書の取扱い（注意事項）

受託者や請負者から市長あてに届出・提出された承認通知書、委託業務着手届、履行期間変更請求書、業務完了届、成果物引渡書、工期延期申請書、工事完成届、工事目的物引渡書は、収受日が不明で供覧も行っていない。石垣市消防本部事務決裁規程に基づき、適正に対処していただきたい。

(8) 起案文書の不備（注意事項）

(9) 予定価格調書封筒の不備（注意事項）

消防署

(10) 車両運行日誌の不備（注意事項）